

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について（概要）

令和6年1月
デジタル庁

1. 改正の背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定。）において、「2024年度（令和6年度）中の運用開始に向けて個人認証用アプリケーションの開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進める」とされ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画工程表」（同閣議決定。）においては、当該アプリケーションについて令和6年度より運用開始が予定されているところ。

これを踏まえ、デジタル庁においては、当該アプリケーションの運用開始に向けて、以下のとおり電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）の一部を改正する。

2. 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）の概要

（1）電子署名等確認業務受託者に内閣総理大臣を加える規定等の整理

電子署名等確認業務受託者に内閣総理大臣を加えるものとする。

内閣総理大臣は、電子署名等確認業務委託者から全部の委託を受けた電子署名等確認業務を、所要の方法等により行うものとする。

（2）その他所要の改正

3. 今後のスケジュール

意見公募手続期間：令和6年1月26日（金）～令和6年2月29日（木）

施行期日：令和6年3月下旬を予定。